

No.8

2002年5月発行

淀川水系 流域委員会 委員会ニュース

<http://www.yodriver.org>

CONTENTS

- 第8回委員会の内容.....P.1
- 第8回委員会の資料より 抜粋.....P.8
- これまで開催された委員会および部会等について.....P.14
- ◇当日資料の閲覧・入手方法.....P.15

平成14年2月21日（木）、第8回委員会が開かれました。



【 京都リサーチパークにて】

委員会委員リスト

2002.2.21現在
(五十音順、敬称略)

No	氏名	対象分野	所 属 等	備考(兼任)
1	芦田 和男 (委員長)	河川環境一般	京都大学 名誉教授 財団法人 河川環境管理財団 研究顧問	-
2	池淵 周一	水資源(水文学、水資源工学)	京都大学防災研究所 教授	猪名川部会
3	今本 博健	洪水防御(河川工学、水理学)	京都大学 名誉教授	淀川部会
4	植田 和弘	経済	京都大学大学院経済学研究科 教授	-
5	江頭 進治	河道変動	立命館大学理工学部 教授	琵琶湖部会
6	嘉田 由紀子	地域・まちづくり (環境社会学、文化人類学、住民参加論)	京都精華大学 教授 滋賀県立琵琶湖博物館 研究顧問	琵琶湖部会
7	川上 聰	地域の特性に詳しい委員 (水環境保全ネットワーク・市民活動)	川の会・名張 事務局、 近畿水の塾幹事	淀川部会
8	川那部 浩哉 (琵琶湖部会長)	生態系	京都大学 名誉教授 滋賀県立琵琶湖博物館 館長	琵琶湖部会
9	倉田 亨	農林漁業	近畿大学 名誉教授	琵琶湖部会
10	宗宮 功	水質(水質工学)	京都大学大学院工学研究科 教授	琵琶湖部会
11	谷田 一三	動物(河川生態学、昆虫分類系統学)	大阪府立大学総合科学部 教授	淀川部会
12	塚本 明正	地域の特性に詳しい委員 (幅広い分野の人のネット とコーディネイト)	川とまちのフォーラム・京都 世話役	淀川部会
13	寺川 庄蔵	地域の特性に詳しい委員 (自然・環境問題全般)	びわ湖自然環境ネットワーク 代表	琵琶湖部会
14	寺田 武彦 (淀川部会長)	法律	弁護士 日弁連公害対策・環境保全委員会 元委員長	淀川部会
15	中村 正久	水環境(環境政策、環境システム工学)	滋賀県琵琶湖研究所 所長	琵琶湖部会
16	尾藤 正二郎	マスコミ	神戸親和女子大学文学部 教授	-
17	榊屋 正	地域の特性に詳しい委員	地球環境関西フォーラム 事務総長	淀川部会
18	水山 高久	治山・砂防	京都大学大学院農学研究科 教授	琵琶湖部会
19	三田村 緒佐武	環境教育(水環境教育、生 物地球化学)	滋賀県立大学環境科学部 教授	琵琶湖部会
20	吉田 正人	自然保護(自然保護、生態学)	財団法人 日本自然保護協会 常務理事	-
21	米山 俊直 (猪名川部会長)	水文化	京都大学 名誉教授 大手前大学 学長	猪名川部会
22	鷲谷 いづみ	植物(植物生態学、保全生態学)	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授	-

注:対象分野欄の()は委員の専門を示しています。

第8回委員会の内容

16名の委員が出席して、審議が行われました。中間とりまとめの骨子について説明が行われた後、意見交換が行われました。また、次回委員会で予定されている一般意見聴取の会についての意見交換も行われました。

第8回委員会(2002.2.21開催)結果概要(暫定版)

庶務作成

1. 決定事項

- ・中間とりまとめ骨子案(資料2)について、理念やその他の箇所について意見のある委員は、自身の案を3月11日までに庶務に提出する。理念についてはA 4、1枚以内とする。
- ・次回委員会(3/30)にて実施する、一般意見聴取の会の意見発表者の選出については、各委員から頂いた推薦結果をもとに運営会議(2/21開催)で決定する。

2. 審議の概要

①各部会からの報告

各部会長より、前回委員会からこれまでに開催された部会について報告があった。

②中間とりまとめについての意見交換

- ・芦田委員長より、中間とりまとめの素案作成にむけて、運営会議の下部組織として作業部会が設置された経緯とメンバー(芦田委員長、江頭琵琶湖部会長代理、榊屋淀川部会長代理)について報告があった。
- ・資料2「中間とりまとめ骨子について」を用いて、芦田委員長より、中間とりまとめの構成について、庶務より、中間とりまとめ内容のイメージについて説明がなされた後、項目や内容について意見交換が行われた。
- ・中間とりまとめ検討の参考として、芦田委員長からの要請によって、河川管理者より淀川環境委員会「自然豊かな淀川をめざして(案)」(資料3)の説明が行われた。

③第9回委員会(3/30)における「一般意見聴取の会」について

- ・庶務より資料5を用いて、一般意見聴取の会における意見発表者選出の流れや委員からの推薦状況などについて説明があった。
- ・芦田委員長より、意見発表者を運営会議で決定することが提案され了承された。

④一般傍聴からの意見聴取

一般傍聴者5名(うち2名は傍聴委員)からの発言があった。一般傍聴者からは、「今なぜ河川整備計画なのかという項目の必要性」「大阪府の水道計画についての問題提起」「自然という言葉の曖昧さについての指摘」「住民への意見聴取は、山村と大都市では異なる」といった意見があった。傍聴委員からは、流域委員会委員全員による各部会の中間とりまとめ発表会の開催について提案があった。

⑤その他

寺川委員より「琵琶湖総合開発と渇水」(資料7)についての説明が行われた後、それに対して河川管理者からの補足説明があった。

3. 主な説明内容

寺川委員による説明

説明要旨：資料7「琵琶湖総合開発と渇水」

- ・第7回委員会で、河川管理者より「琵琶湖、淀川流域では4年に1回の割合で渇水に見舞われている」との説明があったが、そうは思えない。琵琶湖総合開発の運用が始まった1992年以降は、わずか2回しかも短期間しか取水制限が行われておらず、琵琶湖総合開発運用前と違い明らかに状況が改善されている。平成6年の渇水時においても、琵琶湖の雨量や大阪の気温でワーストを記録し琵琶湖水位もマイナス123cmまで下がるという記録的な猛暑であったにもかかわらず、どこにも断水が起らず軽微な被害しか生じていない。
- ・国土交通省は、農業用水の取水状況を把握していないと思われる。同省は水道用水と工業用水だけで渇水対策を検討しているが、やはり農業用水も含めて考える必要がある。朝日新聞の記事（1999.10.17）では、農地の宅地化や減反政策の影響から、農業用水の水利権145万m³/日に対して、最大取水量が80万m³/日と記載されており、約45%の農業用水が未使用となっているとの記述がある。いざというときは、この分を渇水対策に回すことができるはずである。
- ・大阪府が今後の水需要予測のための根拠として示した304ℓという飽和値は、風呂や洗面などに不必要に多くの水を使う設定で算段がなされており、過大な数値であると思われる。飽和値をあと20ℓ低く見積もれば、16万m³/sの水需要を減らすことができる。この飽和値は、取水実績と予測値の関係からみても、あまりに実態とかけ離れていると思わざるを得ない。
- ・さらに、今後は人口減少による水需要の減少も併せて考えるべきである。30年後には大阪府営水道の水供給エリアの人口は、約50万人減少するという見込みもあり、その場合は水需要が約25万m³/s減少する。これは、丹生ダム（21.4万m³/s）と大戸川ダム（3.5万m³/s）への参画が無用になることに相当する水量である。
- ・以上から、大阪府営水道が発表した今後の水需要、また今後の水資源開発の在り方について見直す必要性は十分にあると言える。

4. 主な意見

※中間とりまとめ目次構成（案）の内容等については、資料1-2をご参照下さい。

＜全体について＞

- ・これまでの議論をとりまとめるにあたって、流域委員会と部会の守備範囲がよく分からない。それぞれでとりまとめを書くのであればかなりの部分に重複が生じる。部会で議論したことを委員会に上げてまとめる方がよいのでは。
- ・各部会とも活発に議論を行っているため、各部会の管轄地域が持つ独自性を含めて、まとめた報告書を提出いただきたい。一部で委員会と重複するヶ所が生じるのも止むを得ない。ただし、矛盾があってはいけないので、各部会と委員会で調整を図る必要がある。
- ・中間とりまとめ骨子の構成は、理念の前に、水系の特性や特徴があり、現状認識があり、そして理念、望ましい姿という展開に進むのがよいのではないか。
- ・理念は理念として置いておき、別項目として「現状認識」を作るほうがよい。理念の中に現状認識を書くならば「理念と現状認識」というタイトルにするほうがよい。
- ・治水・防災、利水・河川利用、環境という、河川法に定められた3つの分け方に沿って書くだけでなく、もう少し総合的な視点を含めるべきである。たとえば「在地」というキーワードで、それぞれの地域から見た特性を記述するというようなことも必要ではないか。
- ・河川改修を行うと、沿岸海域の漁場にも変化が起こる。その意味で流域委員会は、海に対し

ても責任があると認識するべきである。このような具体的な局面については、部会ごとに討議してとりまとめ、丁寧に説明することが必要。

- ・これまでは総論と各論、抽象と具象という様に、分けて議論していたが、本当は全てがつながっている。「中間とりまとめ」を作るにあたっても、現状認識を組み込んだ上で、それらを時間も含めてどう連続性を持たせていくかを考えるべきである。
- ・「中間とりまとめ」には、計画の背景にある構造的な矛盾、本当の豊かさとは何か、本当の自然とは何か、といった内在的な悩み等についても記述しないとリアリティが出せない。人間と環境とのかかわりについての答えがないし、全体的に言葉が綺麗すぎる。
- ・理念の前に「今、なぜ河川整備計画なのか」という項目が、まず必要ではないのか。

＜理念について＞

- ・理念の部分に現状認識に関する記述が足りない。端的に、何が問題なのか、何を反省すべきか、何を一番に転換すべきか、流域委員会としての認識を具体的に明確に書くべきである。
- ・水を資源として捉え、それを利用しつくすということが問題であったし、川は洪水を封じ込めるために直線的に早く海に流すということだけにとらわれた管理を行ってきた、この二つが一番大きな問題だと認識している。
- ・理念と構成の中には、やはり現状認識を組み込むべき。特に、身近なところで起きている問題、足元が崩れているという危機感を示す必要がある。そして、行政の肥大化や地域住民の無責任などがその背景にあるということを指摘するべき。
- ・“公的”という言葉はどう認識するかが重要。住民は、そこに不合理があれば大きなダメージを受ける。自分の理ではなく、社会全体を実態として捉え、それが自由、平等につながるのだということを理念の中に含めてはどうか。
- ・多くのことを理念に書き込もうとするといろいろな意見がでくるので、共通認識として書くこうとすれば、この理念案のように一生懸命読みとっていくような形でまとめるのが良い。
- ・理念については、各委員それぞれが様々な意見を持っている。中間とりまとめの骨子の「理念」は、そこに盛り込むべきキーワードや文章を各委員にA4一枚程度で書いてもらい、その中から最終的に委員会で討議して決めたい。
- ・中間まとめの「理念」は、1ページくらいの長さで整理するのがよい。
- ・現状認識は基本的な考え方や方向性とセットで記述すべきで、理念の中には、あまり具体的なことは盛り込まない方がよい。

＜整備計画の視点と基本的な考え方について＞

- ・「2.整備計画の視点と基本的な考え方」の「(1)美しい自然、豊かな川の復活」というところは、美しい川とは何か、豊かな川とは何かと、もう一歩踏み込んで書いた方がよい。
- ・中間とりまとめ骨子の2-2(2)「淀川水系の持つ、地理的、歴史的、文化的特性を重視した総合的判断」というところは、とりまとめの目玉になる。理念の中でも前面に打ち出して記述したい。
- ・2-2の(1)「水系の持つ多面的な価値を尊重し、総合的な判断を行うべき」と(2)「淀川水系の持つ、地理的、歴史的、文化的特性を重視した総合的判断」は、とりまとめの重要な柱となる。そこを軸にして、流域全体を視野に入れた検討を各作業部会で行えばよい。

＜整備計画の方向性＞

- ・中間とりまとめ骨子の、3「整備計画の方向性」の中に、3-4として、総合的な歴史、文化、価値観、長期的視野を組み込みたい。1つは治水、利水、環境といったものを横に繋ぐ歴史認識、2つは次世代への継承システム、3つは、科学と人の感性行動という3つの柱を立てる。

- ・淀川環境委員会が作成した「自然豊かな淀川をめざして(案)」を、流域委員会の答申の中に、全面的に盛り込んでいきたい。
- ・「自然」という言葉は、状態を指すのか、再生産する力を言うのか、委員の発言の中で混乱があるように思う。
- ・山村地域の過疎は、国土の管理者の減少とも言える。森林は土砂の監視、表土の流出の防止のために重要であり、専任の管理者の不在により森林の質は悪化している。この問題も併せて議論して欲しい。
- ・「治水・防災」の「基本的な考え方」の中に“一定レベルの洪水は社会的に許容しつつ…”、その下②に“保険、補償等の検討”という記述があるが、このような表現はこれまでの国や自治体の注意義務の範囲にかなりの影響を与えてしまいかねず法律的には問題があると思う。表現については、法律の専門家に意見を述べてもらうほうがよい。
- ・「一定レベルの浸水は社会的に許容しつつ」という表現では社会的に許容するレベルの解釈が人によってかなり異なってくるのではないか、「許容」や「一定レベル」について、もう少し具体的に書いた方がよい。個人的には法律議論にはならないと解釈する。
- ・「許容しつつ」という表現ではなく、「破堤によるような壊滅的な被害を防ぐということを重視して、浸水被害もできるだけ軽減する」としてはどうか。
- ・地域社会は都市化、工業化するほど、壊滅的な危険と共存することになる。行政はそのことを住民に情報開示しながら、災害に強い社会をつくっていくことを書くべきである。
- ・法的な面も意識しながら、議論すべきである。ここでは、「許容」ではなく、「受忍」のほうが適当ではないか。他の評価にとられることがないような用語の選択が必要である。
- ・基本的な考え方の1つとして、危険な所には住まないようにということと共に、危険地域に居住することは住民の自己責任であるという考え方もあっていいのではないか。
- ・府県市に管理が委託されている準用河川、委託河川についても、今後どうしていくのか盛り込んでいきたい。
- ・過去の経緯にとらわれることなく、この時点で危険地域に居住する住民の責任を問うてもいいのではないか、全てを行政側の責任にして、安全を保障する必要はない。
- ・縦割り行政が危険地域に人口が密集するという状況を招いてきたと言える。そのことを棚に上げて、住民の責任だとはいえない。
- ・危険地域に住むことは住民の責任もあるものの、土地利用計画、都市計画として、行政が責任をもってゾーニングをしてきた。そこには総合性があるはずである。しかし、国政レベルになると、縦割りにならざるを得ない。すべての省庁が相乗になる都道府県、あるいは自治体等の現場に可能な限り権限を与えることが大切である。行政システムの問題と関わってくる。
- ・どこに住むかの自由が完璧に保障された社会でなら、住民の責任を問うのも良いが、危険な地域に住まざるを得ない社会的背景、行政のあり方を考えると、簡単には言えない部分もある。

＜計画策定にあたっての留意点について＞

- ・環境アセスメントの項目ではなく、洪水対策をする際の優先順序を決める指標となる考え方を示して欲しい。20、30年間を考える河川整備計画では、優先順序を決めることに大きな意味がある。
- ・意見聴取の反映など、流域委員会で積極的な議論がされているが、そのことが住民に届いていない。工事の実施についても、着工する前に住民の合意が十分図られているかということも重要である。

- ・1万人程度の山村集落では、意見集約は可能でも、大都市では、住民の構成要員も異なり、意見の集約は難しい。住民の意見を聴くといった場合には、その辺りを区別して議論して欲しい。
- ・「幅広い意見を聞く」という点では、現在盛んに行われている一方通行の意見書提出では意味がない。公聴会のやり方についても、回数制限、時間制限をせず、論点を徹底して議論できるものにし、意見書についても回答義務を課すことで、無責任な意見ではない、責任ある意見が出てくるようになる。現状の問題点を踏まえた上で、具体的なやり方を示唆するところまで書くことが必要である。
- ・フォローアップの仕組みについて、計画が出来上がってからどう管理するかではなく、作成段階での協議が必要である。ただ、住民の意見を聴けばそれでいいということではなく、どのようなメンバーでどういう組織を作り、何を協議するのかまで、明確にしておく必要がある。フォローアップ委員会の設置だけでは不十分である。
- ・日常、最も地域に密着して生活しているのは、女性、高齢者、子供である。このような人たちが意見を言える場を意識的に作るという意味で、「さまざまな立場の人々」、「多様な主体」といった表現に年齢、性別といったことを主体的、戦略的に書き込むことを提案したい。
- ・「代替案設定とその多面的評価」については、国土交通省の優れた情報量、技術力を最大限に発揮して、施策や事業の選択肢を出してもらうべきである。決断は、住民の選挙によって選ばれた人が下すというシステムが今の原則的なものになっている。十分な情報の開示と、それに対する不満など、住民意見が自由に出せる保証が確保されていれば良い。
- ・「代替案の設定」については、選択肢の中から選んでもらうというやり方ではなく、多くの案を多面的に比較検討した結果国土交通省が最善と思われる案を出し、このような点から最も良いと判断したという形で出されるものと理解している。
- ・住民の選挙で選ばれた人が、代替案を検討して決めるという発言があったが、住民投票条例のように、住民の中での議論を踏まえて決めていくという過程が必要である。
- ・今、やるべきことだけでなく、現在の河川法が次にどのような方向に変わるべきであるかといった、少し先の問題まで含めた提言をすることも必要である。
- ・現段階で判断がつかない問題については、複数の案を並記することも必要となる。また、いくつかの望ましい選択肢を示すという書き方もあり得るのではないか。
- ・現時点では、事業アセスメントに限定されている環境影響評価の手続きを、計画段階でも実施するよう提言していくべきである。それと共に、施策の決定に必要不可欠である、何もしないということも含めた代替案との比較検討が日本では実施されておらず、そのことを明記することには大きな意味がある。
- ・代替案との検討に関連して、環境の評価軸をどうするか、どれくらいの環境負荷までなら社会的に容認できるのかを、コスト等も含めて議論をしておく必要がある。
- ・環境の評価軸については、例えば、ダムへ魚を遡上させるための魚道をつくるためだけに何百億円の公共投資をしていいのか、むしろ、新しい環境に適応した生態系を守っていく方が環境順応型であり、コストも安くすむという意見もある。悩むところである。
- ・日本初の事業達成、計画達成のチェックリスト付きの河川整備計画を提案する。
- ・代替案よりも、行政は現場に出かけ、現場の不満の声を聞いて欲しい。実状を知り、話し合うことによって生まれてくる地域への愛着を含んだ意見を生かせるようなアセスメント法を作ることが大事である。

＜計画策定にあたっての留意点について＞

- ・「中間とりまとめ」には、よい計画を作り、それが実行され、なおかつフォローできるよう

な仕組みを、全体として入れるべきである。

- ・「5.整備計画の推進について」のところは、言いつ放し、聞きっ放しという批判を受けないように、もう一步踏み込んで、計画をどう検証するのか、どこに間違いがあるのか、何故うまくいかなかったのか、ということが後の世代の人にわかるような形で残せるシステムをつくっておきたい。
- ・望ましい河川環境を推進していくための教育の必要性という観点から、学校教育や住民活動における河川学習を充実させていくようなシステム作り、支援といった項目を加えたい。
- ・維持管理も含めて、NPOを中心とした住民に責任と権限を持たせた流域センターを主な水系に設けることを提案する。場所だけでなく、人、物、金、情報も含めて提供するシステムが必要である。
- ・従来、伝統的に行われてきた地元の知恵とも言えるものを次世代につなぐために、社会的に意味づけをして、雇用創出をするような形で、ボランティアではない地域環境マネージャーのようなものを、行政的なバックアップでつくることが今後必要である。
- ・流域センターや地域環境マネージャーのようなものこそ、この河川整備計画の目玉としたい。水防団、子供への教育、若者の雇用創出など、今の社会のもつ問題を改善することにも繋がるのではないか。
- ・環境については、少なくとも東アジアという視野で水環境を考える必要がある。国際的な連携をとって進めていくべき問題である。10、20、100年というスケールでビジョンだけでも盛り込みたい。
- ・「流域（管理）委員会の設置」では、流域住民による組織を作り、住民に何らかの権限と役割を与え、責任を果たさせることが重要である。大きな行政も入った組織を作り、一構成員として住民の代表が入る従来のパターンでは意味がない。
- ・「流域（管理）委員会の設置」では、どのような組織で何をやるか、かなり具体的に考える必要がある。実現性、有効性のあるものでなくてはならない。
- ・間違いも今後の教訓として生かすという観点から、提言のどの部分ができて、どこができなかったか、また、できなかった理由等が見えるようにすることが、提言をするという行為に、必ず含まれるということを、この委員会をきっかけに常識となるように明記したい。

＜その他＞

- ・「自然豊かな淀川をめざして(案)」の3ページ(6)「生物の生息に適する水環境の確保」のところは、水量と水質よりも、川底に砂や水草があるか、といった点の方が重要である。資料最終ページの指標に、砂の底がある範囲や水草の生えている範囲の比率についても含めるべきである。
- ・「自然豊かな淀川をめざして(案)」には、これをいつまでに実現するかといった計画が記されていない。
- ・大阪府の水道計画のずさんさは、ツケは全部大阪府民に回すという受益者負担という無責任な体質から来ており、問題である。
- ・各部会の中間とりまとめをそれぞれ発表する会を実施し、相互に比較検討して、河川整備計画の原案が出来たあとの議論に備える必要がある。
- ・「淀川水系流域委員会の目的と特徴」ということに「学識者だけでなく、地域の特性に詳しい委員も多数含まれている」という記述があるが、この表現は「地域の特性に詳しい委員そのものが学識経験者である」という立場にたった表現に変更すべき。

以上

※説明及び発言内容については、現在確認中であるため、随時変更する可能性があります。尚、議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。最新の結果概要及び議事録は、ホームページに掲載しております。



■説明資料一覧
配布資料

資料名		提供主体	ボリューム ()は頁数	資料請求 No
議事次第		庶務	A4(1)	R08-A
資料1	各部会の開催状況(2/2～2/20)	庶務	A4(9)	R08-B
資料2	中間とりまとめ骨子について	庶務	A4(8)	R08-C
資料3	委員からの要請に対応する資料(淀川工事事務所提供)	河川管理者	A4(15)	R08-D
資料4-1	検討課題についての意見整理資料(案)	庶務	A4(26)	R08-E
資料4-2	委員および河川管理者から提出された検討項目、ご意見とりまとめ表(案)	庶務	A3(14)	R08-F
資料4-3	一般からのご意見とりまとめ表(案)	庶務	A3(8)	R08-G
資料5	第9回委員会(3/30)の意見聴取の部について	庶務	A4(51)	R08-H
資料6	第7回運営会議(2002.2.1開催)結果報告	庶務	A4(1)	R08-I
資料7	検討課題についての提供資料： 寺川委員提供「琵琶湖総合開発と湯水」	委員	A4(7)	R08-J
参考資料1	第7回委員会(2002.2.1開催)結果概要(暫定版)	庶務	A4(3)	R08-K
参考資料2	委員および一般からの意見	庶務	A4(10)	R08-L
参考資料3	検討スケジュール(案)	庶務	A3(1)	R08-M

注1：紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.15の「当日資料の閲覧・入手方法」をご覧ください。

第8回委員会の資料より抜粋

■資料2「中間とりまとめ骨子について」より

第8回委員会では、資料2「中間とりまとめ骨子について」を用いて、中間とりまとめの構成や内容のイメージが示され、項目や文言など内容全般について、議論が行われました。以下に資料から主な内容を抜粋して掲載しています。

中間とりまとめ骨子について

<目次構成・案>

I. 淀川水系流域委員会 中間とりまとめ

中間とりまとめにあたって

1. 理念
2. 整備計画の視点と基本的な考え方
 - 2-1 淀川水系の望ましい姿
 - 2-2 整備計画を考える際の視点、アプローチ、スタンス等
3. 整備計画の方向性
 - 3-1 治水・防災
 - 3-2 利水と河川利用
 - 3-3 環境
4. 計画策定に当たっての留意点
 - 4-1 住民意見の反映
 - 4-2 代替案設定とその多面的評価
 - 4-3 計画策定に関する情報の包括的提示
 - 4-4 維持管理まで含めた整備のあり方の検討
5. 整備計画の推進について
 - 5-1 情報の共有とパートナーシップ
 - 5-2 流域(管理)委員会の設置
 - 5-3 実施結果のフォローアップ見直し

II. 各部会における中間とりまとめ

琵琶湖部会中間とりまとめ

淀川部会中間とりまとめ

猪名川部会中間とりまとめ

参考資料1：委員、および一般からの意見

参考資料2：淀川流域委員会の検討経緯、委員名簿

1. 理念

淀川水系は世界有数の古代湖である琵琶湖を含む極めて長い歴史のある水系であり、その中で独自の進化をとげた固有種を含む多様な生物の宝庫となっている。また、人間も古くから住みつき、水系の恵みを受け、さらにそれを利用して豊かな社会、文化を築いてきた。

淀川水系は、その流域に住む人々や生き物にとって多面的・複合的な価値を持つ存在である。しかしながら、近年における人口の増加、産業の発展、都市化の進展、大量消費・大量廃棄型といわれる生活様式などによる人類の過度で急激な淀川水系の利用や改変によって、その価値は現在大きく損なわれている。我々は今、人と川とのかかわりを再考し、従来の川とのつきあい方を大きく転換すべき時期を迎えており、損なわれた淀川水系の多様な価値を回復し、保全するとともに、自然と上手につきあい、流域に住む人々や生き物がその恵みを将来にわたって享受し続けることができるようにしなければならない。

2. 整備計画の視点と基本的な考え方

2-1 淀川水系の望ましい姿

(1) 美しい自然、豊かな川の復活

- ・人間が自然に与える影響をできるだけ少なくし、美しい自然景観、多様な生態系、多くの恵みをもった本来の川の姿を復元

(2) 各種の偉大な自然の外力に対して安心できる水系

- ・偉大な自然の力を制御できるかのような考え方から転換し、洪水、地震、渇水などの自然の外力に対してしたたかに、しなやかに対処し、安心して暮らせる水系

(3) 安全な水質の確保

- ・1700万人の飲料水として、また、多様な生物の生存にとって不可欠な安全な水質の確保

(4) 憩い親しめる川、自然を学ぶ川

- ・川や湖と人間を切り離し、遠ざけてきたこれまでのあり方を見直し、貴重な自然を身近に感じる空間として、人々が憩い親しみ、学べる川を目指す。

3. 整備計画の方向性

3-1 治水・防災

(1) 洪水

① 基本的な考え方

- ・いつ、いかなる降雨においても人命、家屋の損失などの壊滅的被害を起こさないよう、破堤を回避する
- ・一定レベルの浸水は社会的に許容しつつ、同時にその頻度の減少と被害の軽減を図る
- ・上下流の問題（琵琶湖の水位管理、狭窄部の開削等）はそれぞれの地域の地理的・歴史的特性を踏まえ、現実的な対応を行う

② 対応方向

<ハード>

- ・破堤防止策の重点実施（スーパー堤防等）
- ・洪水調節機能（河道、遊水池、ダム等）の拡充

・
・
・
・

(中略)

4. 計画策定に当たっての留意点

4-1 策定過程での住民意見の反映

計画策定に当たっては様々な立場の人々の幅広い意見を聞く。また、聴取だけでなく計画に関する情報の提供を行う必要がある。

・
・
・
・

(中略)

5. 整備計画の推進について

・
・
・
・

(中略)

5-3 実施結果のフォローアップ見直しと順応的管理

計画の推進状況をチェックし、改善を行っていく仕組みを検討する。
また、事業の実施結果を常にモニタリングし、その効果や周辺への影響を把握し、事業の推進の可否、実施方法の検討などを行う

■資料4-3「一般からのご意見とりまとめ表(案)」より

とりまとめの参考として、これまでに会議の傍聴やホームページ、FAX等を通して、流域委員会に寄せられた一般からのご意見が資料として配付されました。以下に主な内容を抜粋して掲載いたします。

資料4-3「一般からのご意見とりまとめ表(案)」

		御意見、提案の内容	発言者
1. 淀川水系の目標、理念	1-1 長期的な展望、川のあるべき姿等	「人の手が入った川」が問題であり、「自然の川」を取り戻すのが理想。まず、「キレイな川」を目指して世界規模で取り組む必要がある。	募集意見(002)
		「バブル最盛期」に一挙に進んだ自然破壊は、元には戻すのに数年を要しました。今後の緩やかな汚染を加えると、淀川の本格的な浄化には恐らく何十年もの歳月を必要とするでしょう。焦る事は絶対に禁物です！ 2020年を最終目標とする様な長期計画を要します。少しずつ着実に浄化の目標を達成させて行きたいものです。猶まない事が慣用です。	募集意見(013)
		洪水が無いことを川の魅力回復に	募集意見(029)
		「関西の復興にとって河川は何か？」という視点を持て	募集意見(079)
		箱名川水系は三川の重要な文化河川と位置付けよ	募集意見(079)
		100～200年のオーダーでの検討が必要であり、そのためには、自然史の観点による検討が貢献できる。	募集意見(106)
		住民の心のふるさと、誇りに思える川であることが望ましい。	募集意見(155)
		①澄みきったきれいな水が流れてこそ川といえると思う。 ②まず、川の回りをきれいにし、昔の川を取り戻したい。 ③原点にかえり、本来の川の型に戻してから考えるべきである。	募集意見(161)
		昭和30年代の河川の風景の再現を願いたい	募集意見(181)
		いかに音に近づけるか、自然を破壊しないようにするか、いかに水を汚さずにするかを考えて、理想の川にするべきではないでしょうか	募集意見(186)
		自然に対して畏敬の念を忘れた日本民族がこのまま自然との共生を無視するならば後の日に自然の脅威に怯える日が来るかも知れない。自然への感謝あふれる河川敷の利用であって欲しい。	募集意見(192)
		美しい川はもちろん結構ですが、それよりも豊かな川のほうが今の殺ばくたる社会にはより必要	募集意見(194)
		昔のまま河川に戻せ	募集意見(207)
		生き物と子供がいる川に	募集意見(212)
		21世紀に向けての川づくりは、流域全体として生物の多様な棲息・生育環境の保全・創生と、安全で快適な生活基盤の形成との調和を図っていくべき。	第2回委員会 〔受付意見〕
		河川については、少なくとも2～300年前から議論すべき。	第4回委員会 〔受付意見〕
		琵琶湖は一衣帯水。山の上から湖面まで全て1つだという観点での議論が必要。	第1回琵琶湖部会 〔一般傍聴発言〕
		川とは一体何か。地球が生きているとすれば、川はその血管に当たると言えるのではないか。できるだけ水が流れるようにしなければならない。	第8回琵琶湖部会 〔一般傍聴発言〕
		琵琶湖の短期的な将来について議論する上で大事なことは、残り少ない野性味を大事にしてゆくということである。	第8回琵琶湖部会 〔一般傍聴発言〕
		川の虫を調べているが、年々清流に棲む虫が減少している。50年、100年先を見た施策を考えてもらいたい。	琵琶湖部会試行の会 〔発表意見〕
		川は太古の昔から、人間の営みの中で、人がつけかえてきた人工的なものであることを認識するべきである。	琵琶湖部会試行の会 〔発表意見〕

■寺川委員の説明資料より

寺川委員より、前回委員会で河川管理者からの利水に関する説明に対して、資料7「琵琶湖総合開発と渇水」を用いて、利水に関する問題提起が行われました。以下に、資料より主な内容を抜粋して掲載いたします。

●琵琶湖総合開発と渇水

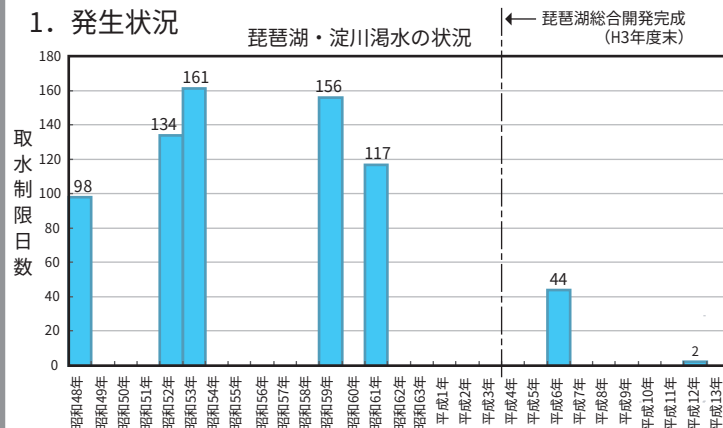
“琵琶湖・淀川流域では4年に1回程度の割合で相次いで渇水に見舞われており…”

(近畿地方整備局)

・そうでしょうか？

「琵琶湖総合開発」の以前と以後では全く様子が違ってきます

第7回委員会での近畿地方整備局提供資料
ページ (3-4)



●「平成6年渇水」も被害は軽微だった

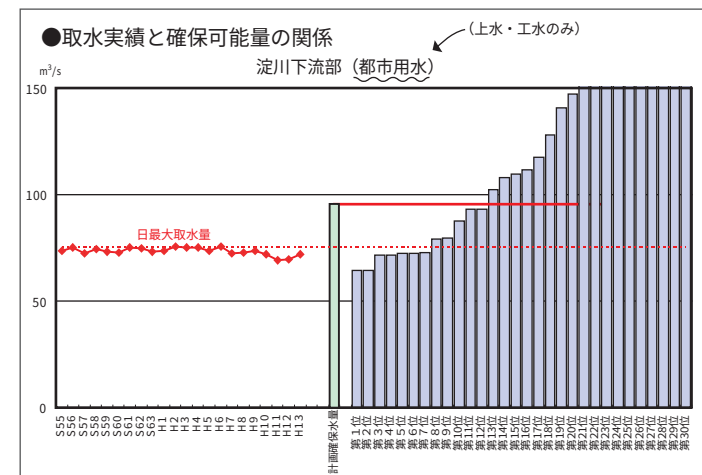
・H6年は記録的な渇水

年間降雨量	琵琶湖	1207mm
	大阪	744mm
気温	大阪	39.1℃
琵琶湖水位	BSL	-123cm
(いずれも観測史上ワースト記録)		

・しかし「琵琶湖総合開発」により被害は軽微。
大阪・阪神地域を含め、「断水」はどこにも起きなかった。

●渇水については「農水」も含めた検討が必要

・近畿地方整備局は「都市用水」(上水・工水)だけで検討している！



第7回委員会での近畿地方整備局提供資料ページ (4-6)

・淀川の「農水」は余っている(農地の宅地化・減反)

淀川の水利権 (万m ³ /日)			
(総計)	(水利権)	最大取水量	(未使用)
(上水計)	1007	724	282
大阪府	648	532	117
大阪市	223	204	19
枚方市	268	197	70
守口市	6	6	0
寝屋川市	13	13	0
吹田市	1	1	0
西宮市	3	3	0
阪神水道	1	1	0
尼崎市	119	95	25
伊丹市	9	6	2
(工業用水計)	5	5	0
大阪府	213	113	100
大阪市	84	52	32
大阪府	31	15	16
大阪府	16	7	9
神戸市	11	8	3
尼崎市	26	16	10
西宮市	5	4	1
伊丹市	4	4	1
私企業	36	6	30
農業用水計	145	80	65

(注) 建設省のデータなどをもとに作成。上、工水の取水量は97年度、農業用水は98年度で、コンマ以下は四捨五入。

(1999年10月17日付朝日新聞より)

●(大阪府営水道) 過大な飽和値の設定

(飽和値の効果)

飽和値を20L低く設定すれば → 水需要量は16万m³下がる

「飽和値304L」の設定根拠

- 1、大阪府民は将来、全員が毎日風呂に入り、注水70L、洗い80L、計150Lの水を使う
- 2、大阪府民は将来、全員が毎日
 - ・洗顔に20L(洗面器10杯)
 - ・手洗に9L(洗面器4.5杯)
 計29Lの水を「洗面」に使う

3、大阪府では将来、一世帯当たり人員が2.06人まで低下し、「洗濯・風呂・洗車」などの世帯共用部分が「一人当たり使用量」を押し上げる

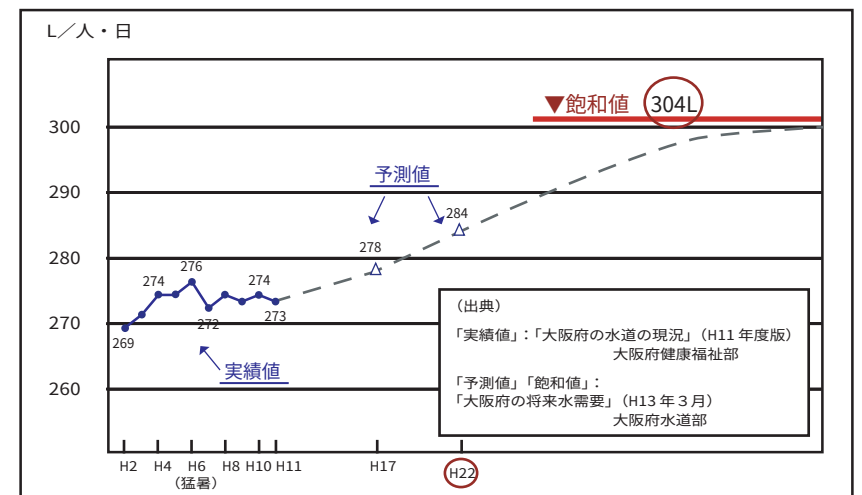
- ・現況 2.68人
- ・「人口問題研究所」予測ではH32年度において

大阪府(大阪市含む)	2.30人
東京都	2.06人

※大阪府は東京都の人口予測の数値を採用している。

●(大阪府営水道) 生活用水単位の実績値・予測値・飽和値

(原単位：家庭での生活用水の一人一日平均給水量)



●(大阪府営水道) 人口減少による水需要の減少

・大阪府自らの予測でもH22年以降は人口急減

大阪府全域の人口予測
H22年 879万人
H37年 831万人(－48万人)

大阪府営水道給水エリア(大阪府域)も同率で減少するとすれば

H22年 624万人
H37年 590万人

その後も同様に減少すると見ると、今から約30年後の

H42年には574万人(－50万人)

今から30年先には
大阪府域の人口は50万人減！

・水需要はいくら減るのか？

大阪府水道部の予測ではH22年の「一人一日最大給水量」を494Lとしているから
50万人×494L＝247,000m³
(約25万m³)

同部の水需要予測はH22年に焦点を当てており、仮にこの予測が正しいとしても、僅かその20年後には25万m³の水余りを招来する。これは

丹生ダム	21.4万m ³
大戸川ダム	3.5万m ³
(計)	24.9万m ³

この二つのダムへの
参画が無用となることに等しい

これまで開催された委員会および部会等について

第8回委員会(平成14年2月21日)までに、以下の会議が開催されています。

	会 議	開 催 日		会 議	開 催 日
委 員 会	第 1 回 委 員 会	平成13年2月1日(木)	淀 川 部 会	第1回 淀川部会	平成13年5月9日(水)
	第 2 回 委 員 会	平成13年4月12日(木)		第2回 淀川部会 (現地視察)	平成13年6月2日(土)
	第 3 回 委 員 会	平成13年6月18日(月)		第3回 淀川部会	平成13年7月6日(金)
	第 4 回 委 員 会	平成13年7月24日(火)		第4回 淀川部会 (現地視察)	平成13年8月9日(木)
	第 5 回 委 員 会	平成13年9月21日(金)		第5回淀川部会 (現地視察)	平成13年8月11日(土)
	第 6 回 委 員 会	平成13年11月29日(木)		第6回 淀川部会 (現地視察)	平成13年8月19日(日)
	第 7 回 委 員 会	平成14年2月1日(金)		第7回 淀川部会	平成13年9月10日(月)
琵 琶 湖 部 会	第1回 琵琶湖部会	平成13年5月11日(金)	部 会	第8回 淀川部会	平成13年10月31日(水)
	第2回 琵琶湖部会(現地視察)	平成13年6月8日(金)		第9回 淀川部会	平成13年11月26日(月)
	第3回 琵琶湖部会(現地視察)	平成13年6月25日(月)		第10回 淀川部会	平成13年12月17日(月)
	第4回 琵琶湖部会	平成13年8月22日(水)		第11回 淀川部会 (意見聴取の会含む)	平成14年1月26日(土)
	第5回 琵琶湖部会	平成13年10月12日(金)		第12回 淀川部会	平成14年2月5日(火)
	第6回 琵琶湖部会	平成13年11月1日(木)	猪 名 川 部 会	第1回 猪名川部会	平成13年5月23日(水)
	第7回 琵琶湖部会(現地視察)	平成13年11月20日(火)		第2回 猪名川部会(現地視察)	平成13年6月7日(木)
	第8回 琵琶湖部会	平成13年12月21日(金)		第3回 猪名川部会(現地視察)	平成13年6月21日(木)
	意見聴取の試行のための会	平成13年12月21日(金)		第4回 猪名川部会	平成13年8月7日(火)
	第9回 琵琶湖部会	平成14年1月24日(木)		第5回 猪名川部会	平成13年10月9日(火)
	第10回 琵琶湖部会 (意見聴取の会含む)	平成14年2月19日(火)		第6回 猪名川部会	平成13年12月18日(火)
そ の 他				第7回 猪名川部会	平成14年1月18日(金)
				第8回 猪名川部会 (意見聴取の会含む)	平成14年1月27日(日)
				第9回 猪名川部会	平成14年2月15日(金)
			設 立 会	設 立 会	平成13年2月1日(木)
				発 足 会	平成13年2月1日(木)
			第 1 回 合同懇談会	第 1 回 合同懇談会	平成13年2月1日(木)

当日資料の閲覧・入手方法

以下の方法で資料の全文を閲覧、または入手することができます。

ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

●ホームページ

会議で使用した資料は、ホームページで公開しております。アドレスは以下の通りです。

<http://www.yodoriver.org>



●郵送

郵送による資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。（希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。）

ご希望の方は、別紙②の「FAX送信票」にご記入のうえ、FAXまたは郵送で庶務までお申し込みください。

●閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

別紙①

淀川水系流域委員会
ご意見用 F A X 送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 桐山、森永、北林)

1. 淀川水系流域委員会へのご意見をご記入ください。

※寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。

※ご意見を公表する場合には、団体・会社名(または居住地)とお名前も公表いたしますので予めご了承ください。

2. 下記にご記入下さい。

- ①団体・会社名()
- ②ご住所(〒)
- ③T E L ()
- ④E-Mail()
- ⑤お名前()

別紙②

淀川水系流域委員会傍聴申込
および資料請求用 F A X 送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛
((株) 三菱総合研究所 関西研究センター 桐山、森永、北林)

1. 委員会または部会への傍聴を希望される方は、下記に希望する会議の名称と開催日をご記入下さい。会議開催の4日前までに傍聴を受け付けた場合は「受付のお知らせ」ハガキをお送りします。
- ※会議のお知らせは、「会議開催のお知らせ」のチラシ、ホームページ等を参照下さい。

開催日 例) ●月●日	会議名 例) 第●回淀川部会		

2. 委員会、部会等で提出された資料の郵送を希望される方は、各会議の説明資料一覧をニュースレター、ホームページ等で参照いただき、下記に送付を希望する資料の提出された会議名称、資料請求 Noと資料名、必要な部数をご記入下さい。

会議名称 例) 第6回淀川部会	資料請求 No 例) Y05-E	資 料 名 例) 資料3-2 現状説明資料(淀川水系の京都府下7河川の漁業について)	部 数 例) 1

3. 下記にご記入下さい。（必ず①～⑤ 全てにご記入下さい）

- ①団体・会社名 ()
- ②ご住所 (〒)
- ③T E L ()
- ④E-mail ()
- ⑤お名前 (複数名での傍聴を申し込まれる場合には、全ての方のお名前をお書き下さい。)

淀川水系流域委員会 委員会ニュース No.8

2002年5月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

.....
研 究 員：新田、柴崎、桐畑

事務担当：桐山、森永、北林

〒530-0003 大阪市北区堂島2-2-2 (近鉄堂島ビル7F)

TEL: (06) 6341-5983 FAX: (06) 6341-5984

E-mail: k-kim@mri.co.jp

●流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

◆ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局／淀川工事事務所／琵琶湖工事事務所／大戸川ダム工事事務所／淀川ダム統合管理事務所／猪名川工事事務所／猪名川総合開発工事事務所／木津川上流工事事務所／水資源開発公団 関西支社／滋賀県 土木交通部河港課／京都府 土木建築部河川課／大阪府 土木部河川室／兵庫県 土木部河川課／奈良県 土木部河川課／三重県 伊賀県民局 等

* ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。